

直木孝次郎著

## 日本古代国家の構造

井上光貞

一

戦後の大化前代の研究のなかで、最も着実に、しかも卓抜した構想のもとに精力的な仕事を続けていられるのは直木孝次郎氏である。直木氏は昭和二十六年「部民制の一考察」を発表されたが、以後次々と力作を世におくり、一篇ごとに学界に新鮮な波紋を投じて来られた。本書は、三十三年までの間に、大化前代について発表されたこれらの論文を一まとめとしたもので、(一) 社会構造、(二) 政治機構、(三) 政治過程の三部に順序よく排列し、さらに方法論に関する付録の二論文をそえ、細かいインデックスまでを付して、世にあらわれた。

著者の立場を知るのに最も有益なのは付録の二篇である。まず、「大化前代の研究法について」では、記紀の取扱いについて、津田博士の業績をいかにして摂取・克服できるかを問い、(一)「後代の確実な史料で認定された状況から前代の実態を遡つて復原しようとする」立場を分布法、「(記紀の所伝を) 作為された時代の情勢を知る史料として積極的に生かして使おうとする」立場を反映法と名づけ、それぞれの方法の限界や、陥りやすい危険性にまで論じ及んでいる。大化前代の研究法としては、このような立場の他に、中田博士の発

展させた日支律令の比較もあり、記紀の利用法とてもこの二つだけではない。しかし、戦後の大勢としてこの二つが顯著であつたことはまず確かであろう。また直木氏の本書における方法は、継体朝を扱つた一篇を除き、すべて分布法によつてゐることは、氏自らが後記に述べてゐる通りである。

もう一つの、「日本古代史の再検討」では、就中古代天皇制の成立を究める方法として、実証主義と史的唯物論の双方の研究を論評した。氏によれば、実証主義は「制度が作られてゆく過程が、作るもの側から考察され、その体制に支配されてゆく民衆の立場が殆んど問題にされていない」傾向があり、唯物史観では、「しばしば無理なこじつけや、独善的な解釈に陥つてゐる」。しかし、両者は相対互らざる平行線であろうか。「実証主義を駆使する史的唯物論、あるいは、史的唯物論を生かした実証主義。古代国家と民衆との關係を解きほぐすのに最も適した歴史学の方法は、(二つ)のいずれかになければならない」と述べてゐる。私の率直な意見を述べれば、民衆の問題に肉迫する道は、史的唯物論だけであろうか。実証主義が氏のいわれるような欠陥を露呈しているということは事実と見てもよいが、それは実証主義そのものの必然性であろうか。しかしそれはそれとして、実証の道をふみはずさないで、史料のあまりにも限られた大化前代の歴史にふみこみ、直接にはほとんど語ることのない民衆の問題と対決することは、きわめて困難ではあるにしても、魅力のある課題である。実証主義を旨としながら、「國家と民衆の問題とまともに対決」しようとする本書が、魅力と若さに満ち満ちている所以である。

大化前代の社会構造を論ずる場合に、一番厄介なのは部民の問題である。第一部に取められた部民についての研究は、部民一般を論じたものではなくて、まず「部民の一考察」では、皇室直轄の農業部民、即ち、名代・子代の民と田部・屯倉の民について、氏独自の構想を打ちだしている。直木氏によれば、これらの民は名称こそ異れ「類似の性質・構造を持ち、ただその差は皇室に対する隷属の度合にあつた。」そしてそこでは「令制に規定せられた戸籍・課役・里制・班田制の四項目が、完全なかたちではないにせよ」既に実施されていたとみるのである。また、下総戸籍に見られる孔王部姓を主とした大島郷の村落の特殊性も、この観点から説明することができる。孔王部とは五世紀の安康天皇の名代・子代の子孫であり、この村落こそ名代・子代の貴重な研究資料であるが、同姓の集中しているのは「皇室直轄領として厳しい統制下に置かれ、住民の移動を束縛していたから」であろう。階級分化の未発達は「課役の負担が各戸平均にゆきわたり階級の分化を阻止していた」からであろう。房戸が発達し、異姓との婚姻率の高いことも、大化前代に既に郷里制に似た行政單位に編成され、同族的靛帯が破壊された結果であろうなど。私は氏のこれらの指摘を、一つの有力な仮説として高く評価したい。孔王部の集団の解釈にしても、従来の親族共同体説よりも、はるかに説得力があると考えられる。

「大化前代における畿内の社会構造」は、部民制発達の地域差について問題を提起している。再び下総戸籍にもとると、ここではほ

とんど全村が孔王部を称し、村落の上層部にも部プラス姓をもつものがある。これは村落全体が従来の階層組織をそのままにして部民化されている形跡の濃厚なことを示しているであろう。しかるに美濃の戸籍などをみると「畿内やその周辺の村落では、村落が細かく分割されて各種の部民が設定され」「朝廷や豪族にそれぞれ各個に支配され」「村落の共同体的関係は変動を蒙つた」のである。ところで直木氏によればこのような部民制の顕著な地域差は、畿内及びその周辺では、大化以後部姓者で郡司になつたものが一人もないのに、それ以外では全部司数三二人中の三七人もが部姓者である、という事実をよく説明するであろう。何となれば、共同体がそのまま部民化され、ついで律令的支配下におかれた地域では、共同体的村落の首長は、「ある程度自力によつて土豪にまで成長」し得るが、共同体が変動をうけ破壊された畿内やその周辺では土豪の成長する余地が乏しかったからであるという。

## 三

直木氏の、社会構造についての論文の中で最も大きな波紋を投じたのは、「日本古代における族について」である。戸籍その他には、粟田臣族など族字を姓に付した氏名の多いことは周知のところであるが、直木氏はこれを族民と呼び、また統紀に族字を除くなどあることや郡司に部姓のものは多いが、族民はきわめて少ないことなどを指摘して、族民は「同族団の内部にあつてその基底をなすもの」であり、部民に近いと考えた。さらに、族民の氏の名は粟田臣族などカバネプラス族字からなり、これは、粟田臣の同族団の下部組

織をさし、栗田臣がその族長にあたるが、族民の資料を検討すると、

その族長のカバネは一般に低く、族民を支配した豪族は、大化前代の中小豪族であつた、と考えられる。畿内の大豪族といえども、廻れば類似の同族団を支配していたであろうが、四世紀後半以後大陸の影響をうけて部民制を採用し拡大した。これに反し、中小豪族は立ち遅れて部民制を發展できなかったので、史料にはかれらのみに族民が集中してあらわれるのであると。

直木氏のこの論文は反響をよんで、野村忠夫氏や佐伯有清氏が批評を書き、私も一文を草した。自説の要点を述べると、天武八色姓の前後から天平宝字元年まで賜姓に厳重な制限があつたから、地方豪族の如き卑姓の場合には族長とその一部親族以外は姓を授けられなかつた。しかし、一般に姓をもたない地方民（部族者を含む）の中で、姓をもっている人々は顕著な存在である、そこで後者の同族に對し族字を冠して識別するというならかの規定があつて、八姓以後大宝にいたる十六年間の造籍に際し、この規定を実施した。又後には、臨時に、賜姓と同じように族字を授けたり除いたりすることもおこなわれた、というのである。さらに、族の起源をこのように解するのだから、族姓者の社会的・地域的分布を材料として、大化前代、まして四世紀や五世紀の社会構造を論ずることは危険であると述べたのであつた。

評  
直木氏の第三の論文「再び古代の族について」は、私の右の説に對する反論である。私自身、氏の論文の内容の理解に行きとどかなかつた点があり、細かい点で修正の余地も認める。しかし、自説の論旨そのものは今でも正しいと考えている。従つて、この論文は、

私としては、にわかには従い得ないのである。

#### 四

直木氏の族についての研究は、氏のいわゆる「分布法」の行きすぎではあるまいか。分布法とは「大化以後から以前を逆推するという方法」であるが、それには、大化以後のものを無媒介に以前に投影しないための用意が肝要であるのに、ここではその手続きが充分でなかつた、と思われるからである。これに反して、第二部政治機構に収めた、官司制成立についての三つの研究は、氏のこの方法を最も有効に、かつ極限に迄展開したものであつて、古代史に新生面を開いたというも過言ではないとおもう。

まず第一の論文「阿比古考」では、従来、ウジの名とも、カバネの一種ともみられ、その性質の明らかでなかつた阿比古を、とりあげた。そして同じような性質をもつ稲置・県主などと比較し、依網阿比古など畿内又はその周辺の地名を上冠した複姓を分析して、阿比古はもともと、地方の、多分は屯倉の官職であること、同一族がそれを世襲しているうちに、カバネのように用いられ、ウジともみなされるにいたつたのであるとした。

第二の人の研究では、従来学者があまり問題にしなかつた江人倉人などの「人」姓に着目した。この「人」姓は三十四種に上るといふが、「人」とはこの場合、上記の阿比古のようにその起源は官職にあると断じ、更に酒人―酒人造―酒人―酒人部の如き系統をたてられるものを検出し整理して、「人」姓者は伴造の下にあり、部姓者を監督する立場にある下級官人であろうと推定した。その上

で各論に入り、職業に関係のあるこれら「人」姓者の中で最も史料の多い倉人・舎人・酒人・実人らと、令制諸官司の下級官人を比較し

連絡づけ、大化前代の官司制をかなり大巾に復元したのである。また、舎人の制が六世紀中葉に発達したとすれば、このいわゆる「人制」一般の形成は六世紀の蘇我氏のもとでおこなわれたと推定した。

第三の複姓の研究では、伴造系氏族の複姓をとりあげた。氏によれば、中臣鹿島連、中臣志悲連の如く、上半部に伴造氏族の名をもつ場合の複姓は、地方豪族が（中臣氏のような）中央の有力氏族に結びついてできた同族であり、これらはいよいよ大化以後の成立である。これに反し、高市水取連・伊我水取の如く、伴造氏族の名が下半部にあるものは大化前の成立であつて、同一氏族の名を含んでいるのは相互に同族関係にあるためではなくてただ同一官司に仕えていたためである。又、その上半部は畿内又はその周辺の地名であるから、かれらはこれらの地域の出身の中小豪族であろうという。

この研究は複姓そのものについて従来不明であつた点を明らかにしたことと、前記の人制の研究とあいまつて大化前代の官司制、特にその官人層の組織・出身を明らかにしたこと、両方の点で高く評価される。なお、論文の後半には見逃しがたい指摘がある。それは、大化前代の身分制度を論ずる場合によく引用される、聖徳太子撰録の国史の名に、天皇・国造・臣連・伴造についてあげてある百八十部を、大化前代の下級官人、就中令制の伴部の前身たる「人」姓者に擬定したことである。これは従来百八十部の語釈のうちで最も落ちつきよい解釈であり、大化前官司制をこのように広汎に跡付けた直木氏にしてはじめて説得力をもち得た解釈といつてよい。

## 五

以上大化前代就中、六世紀の社会構造、官司制を明らかにした直木氏は第三部に六世紀から七世紀にいたる政治過程を扱っている。

その第一の論文は、近來とみに関心をもたれている継体朝をとりあげたもので、津田博士の、帝紀・旧辭の原型の成立をこのころであるとする学説をふまえ、神武伝説に継体の事蹟に共通する点の多いことを列挙し、神武伝説の成立には継体朝の史実が大巾に反映しているとした。また氏は反転して、神武伝説を通じて継体朝の隠れたる事実を推測できるとし、継体は「風を望んで北方より立つた豪傑」で、近江・尾張に勢力を養つて大和に入り、大伴氏を味方につけ物部氏を服して、イワレに皇位についたのだらうという。この論文はいわゆる反映法を適用したものであるが、神武と継体の比較もやや機械的である。また神武伝説に継体朝の史実が反映しているということが何ほどか事実にしても、神武伝説の形成過程を終りまで追つたあとでなくては、一転して神武伝説から継体朝の史実を推測することは危険だとおもう。氏の鋭い直観力にもかかわらず、この論文は論証に飛躍があつて、説得力を欠いている。

第二の「政治史上の推古朝」は、推古朝についての最近の見解の要領のよい紹介であるが、氏自身の創見も随所に見えている。中で最も注目すべきことは、推古朝には官司制がかなり整つていようという上乗の論証をふまえて、新政の諸事項を解釈している点である。

たとえば、岸俊男氏の所説をとりあげ、このころ皇后・皇子の扶養の制度が整つたことが、この時はじめて女帝が出現し、皇太子摂政

という貴族から皇室への政權の奪回政策をとり得た有力な理由であるろうという如き、十七條憲法や冠位十二階などは、蘇我氏の主導のもとに整備されて来た官司制を天皇中心に改組することを主眼とするものであつたとする如き、太子撰録の国史の名に上記の百八十部につづいてかかげてある公民について「推古朝前後に皇室の權威が上り、中央集權の実が高まつたと考えられるところから、天皇または朝廷に直屬する部民を、豪族に屬する部民その他の隸屬民と區別するために、特に公民と呼ぶふうが起つたのではないか」と述べている如きがそれである。

第三の論文は大化改新を扱つたものである。この論文は、本書に展開された氏の諸見解を統一的に叙述しつつ、大化改新の意義に論じ及んだもので、いわば、本書の結論又は要約といつてよい。従つてその一々を紹介することはやめて特に重要な点をあげると、氏は四・五世紀から改新にいたる政治組織を三つの段階としてとらえていようである。第一は、いわゆる氏族制度的な官司制であつて、これは伴造・部民制といわれる。しかし六世紀に入ると、群集墳の出現に示されるように同族的結合は広汎に動搖しはじめた。そこで伴造・部民制では支配し切れなくなり、畿内とその周辺に成立してきた豪族を、中下級の官人として政府部に編入し、官司に直結させることによつて、人制を組織し、多数の下級官人が生みだされた。この制度を創りあげたのは蘇我氏であるが、他方、このころから皇室の勢力が強大となり、推古朝にはこれらの下級官人を皇室の下に編成しようという試みがなされた。しかし七世紀のなかばになると、

「人制を採用して強化された政府を以てして抑圧できないような社会状態となりつつあつたのではなからうか」。ここにおいて皇室を支持する「豪族たちは武力によつて古い制度を、その制度を支えていた豪族もろとも一挙に打倒」し、かつ律令制を採用して生産力の發展によつてたかまつて来た農民の土地に対する「要求をある程度認めるとともに、階級分化の進行を押し止めるという」班田制を施行することによつて社会の動搖を解消させようとした。これが大化改新である、というのである。

## 六

本書全体を通じ、白眉というべきは「人制の研究」を含む第二部政治機構であろう。これによつて、従来明らかでなかつた六世紀の政治機構はかなり具体的に解明され、それは又、六世紀の社会組織にも、氏の関心の対象である民衆の動向にも、迫り得る道を開いた。これに比べると第三部の政治過程におさめられた諸論文は、もともとが啓蒙的な論文であるらしいために、氏の視点が充分に立証されていないのをうらみとする。しかし氏がここに示された政治過程についての新しい観点も、もともとが第二部の研究をふまえ、そこから展望されたものであることを特記しなければならない。氏の開かれた展望を消化し、検証し、發展させて、六・七世紀史を豊かに具体化することは、直木氏のみでなくわれわれ古代史家の一つの任務であらう。

(A5版三三九頁 昭和三三年一月青木書店発行 定価六八〇円)